

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

前略、令和7年4月1日に道路運送車両法施行規則の一部改正が施行され、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間が、自動車検査証の有効期間が満了する日の2か月前以内となります。

これに伴い、標記通達を改正した旨、国土交通省より当会宛に別添の通達がありましたのでお知らせします。

なお、独立行政法人自動車技術総合機構の審査事務規程で規定されている「ガス容器等再試験結果証明書（様式16）」についても改正される予定です。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

1. 対象範囲について

(1)～(3) 省略

2. 自動車特定整備事業者が行うガス容器及びガス容器附属品の再試験について（指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合を含む）

(1)～(5) 省略

3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書をを用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年2か月後の日））を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

(2)～(6) 省略

附則（令和5年12月5日国自整第165号）

本規定は、令和5年12月21日から施行する。

附則（令和7年2月5日国一整第215号）

本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。